

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

| 評価書番号 | 評価書名                |
|-------|---------------------|
| 13    | 富山県私立高等学校等奨学給付金支給事務 |

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

富山県知事は、私立高等学校等奨学給付金支給事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるため、適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

|      |  |
|------|--|
| 特記事項 |  |
|------|--|

## 評価実施機関名

富山県知事

## 公表日

令和7年3月18日

# I 関連情報

|                          |                                                                                                                                                       |
|--------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務     |                                                                                                                                                       |
| ①事務の名称                   | 富山県私立高等学校等奨学給付金支給事務                                                                                                                                   |
| ②事務の概要                   | 富山県私立高等学校等奨学給付金の支給に関する事務<br>富山県私立高等学校等奨学給付金申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務                                                                   |
| ③システムの名称                 | 中間サーバー、富山県統合宛名システム                                                                                                                                    |
| 2. 特定個人情報ファイル名           |                                                                                                                                                       |
| 私立高等学校等奨学給付金事務情報ファイル     |                                                                                                                                                       |
| 3. 個人番号の利用               |                                                                                                                                                       |
| 法令上の根拠                   | ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第9条第1項<br>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第九条第一項に規定する準法定事務及び準法定事務処理者を定める命令（令和6年デジタル庁・総務省令第8号）表の8、9の項 |
| 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 |                                                                                                                                                       |
| ①実施の有無                   | <div>＜選択肢＞</div> <div>1) 実施する</div> <div>2) 実施しない</div> <div>3) 未定</div> <div>[ 実施する ]</div>                                                          |
| ②法令上の根拠                  | 【情報照会】<br>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号<br>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表169、170                     |
| 5. 評価実施機関における担当部署        |                                                                                                                                                       |
| ①部署                      | 富山県経営管理部学術振興課                                                                                                                                         |
| ②所属長の役職名                 | 課長                                                                                                                                                    |
| 6. 他の評価実施機関              |                                                                                                                                                       |
|                          |                                                                                                                                                       |
| 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求   |                                                                                                                                                       |
| 請求先                      | 富山県経営管理部総務課情報公関係<br>〒930-8501 富山県富山市新総曲輪1番7号 電話076-444-3111                                                                                           |
| 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ |                                                                                                                                                       |
| 連絡先                      | 富山県経営管理部学術振興課私学振興係<br>〒930-8501 富山県富山市新総曲輪1番7号 電話076-444-3159                                                                                         |
| 9. 規則第9条第2項の適用 [ ]適用した   |                                                                                                                                                       |
| 適用した理由                   |                                                                                                                                                       |

Ⅱ しきい値判断項目

|                                        |                   |                                                                                                  |
|----------------------------------------|-------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1. 対象人数                                |                   |                                                                                                  |
| 評価対象の事務の対象人数は何人か                       | [ 1,000人以上1万人未満 ] | <選択肢><br>1) 1,000人未満(任意実施)<br>2) 1,000人以上1万人未満<br>3) 1万人以上10万人未満<br>4) 10万人以上30万人未満<br>5) 30万人以上 |
| いつ時点の計数か                               | 令和7年2月1日 時点       |                                                                                                  |
| 2. 取扱者数                                |                   |                                                                                                  |
| 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か                 | [ 500人未満 ]        | <選択肢><br>1) 500人以上 2) 500人未満                                                                     |
| いつ時点の計数か                               | 令和7年2月1日 時点       |                                                                                                  |
| 3. 重大事故                                |                   |                                                                                                  |
| 過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか | [ 発生なし ]          | <選択肢><br>1) 発生あり 2) 発生なし                                                                         |

Ⅲ しきい値判断結果

|                   |
|-------------------|
| しきい値判断結果          |
| 基礎項目評価の実施が義務付けられる |

## IV リスク対策

| 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類                                                                      |                                                                                     |                                                                      |
|--------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------|
| <p>[ 基礎項目評価書 ]</p> <p>2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。</p> | <p>＜選択肢＞</p> <p>1) 基礎項目評価書</p> <p>2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書</p> <p>3) 基礎項目評価書及び全項目評価書</p> |                                                                      |
| 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)                                                     |                                                                                     |                                                                      |
| <p>目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か</p>                                                              | <p>[ 十分である ]</p>                                                                    | <p>＜選択肢＞</p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p> |
| 3. 特定個人情報の使用                                                                               |                                                                                     |                                                                      |
| <p>目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か</p>                                             | <p>[ 十分である ]</p>                                                                    | <p>＜選択肢＞</p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p> |
| <p>権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か</p>                                     | <p>[ 十分である ]</p>                                                                    | <p>＜選択肢＞</p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p> |
| 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ○ ]委託しない                                                            |                                                                                     |                                                                      |
| <p>委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か</p>                                                           | <p>[ ]</p>                                                                          | <p>＜選択肢＞</p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p> |
| 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ ○ ]提供・移転しない                                 |                                                                                     |                                                                      |
| <p>不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か</p>                                                            | <p>[ ]</p>                                                                          | <p>＜選択肢＞</p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p> |
| 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ ○ ]接続しない(提供)                                          |                                                                                     |                                                                      |
| <p>目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か</p>                                                              | <p>[ 十分である ]</p>                                                                    | <p>＜選択肢＞</p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p> |
| <p>不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か</p>                                                               | <p>[ ]</p>                                                                          | <p>＜選択肢＞</p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p> |

## 7. 特定個人情報の保管・消去

## 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か

[ 十分である ]

＜選択肢＞

- 1) 特に力を入れている
- 2) 十分である
- 3) 課題が残されている

## 8. 人手を介在させる作業

**[ ] 人手を介在させる作業はない**

人為的ミスが発生するリスク  
への対策は十分か

[ 十分である ]

＜選択肢＞

- 1) 特に力を入れている
- 2) 十分である
- 3) 課題が残されている

## 判断の根拠

マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録の際には、本人からのマイナンバー取得を徹底している。また、提出されたマイナンバーについては複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。

## 9. 監査

## 実施の有無

[ ○ ] 自己点検

[ ○ ] 内部監査

[ ] 外部監査

## 10. 従業者に対する教育・啓発

## 従業者に対する教育・啓発

[ 十分に行っている ]

＜選択肢＞

1) 特に力を入れている

2) 十分に行っている

3) 十分に行っていない

## 11. 最も優先度が高いと考えられる対策

☐全項目評価又は重点項目評価を実施する

最も優先度が高いと考えられる対策

〔 3 〕 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策

]

＜選択肢＞

1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策

2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策

### 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策

4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策

5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)

6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の手入が行われるリスクへの対策

7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策

## 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策

9) 従業者に対する教育・啓発

当該対策は十分か【再掲】

[ 十分である ]

＜選択肢＞

1) 特に力を入れている

2) 十分である

3) 課題が残されている

## 判断の根拠

統合宛名システム等へのアクセスが可能な職員は、静脈認証及びパスワード認証によって限定しており、アクセス可能な職員の名簿を年度ごとに作成することで、アクセス権限の適切な管理を行っている。

## 変更箇所

[illegible]